

社会福祉法人愛隣会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～ 2030 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中に、男性社員で育児休業を取得した者を 1 名以上とする。

<対策>

- 2026 年 8 月～ 育児休業制度の内容や取得手続をまとめた案内資料を作成し、管理職・社員へ周知する
- 2026 年 9 月～ 育児休業取得の可能性がある社員が所属する管理職を対象に制度理解促進研修を実施する
- 2026 年 10 月～ 育児しやすい職場づくりの取組を、社内報や採用広報等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標 2：社員のうち、25 歳～45 歳の社員の計画期間内における平均時間外・休日労働時間を 10 時間未満とする。

<対策>

- 2026 年 8 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年 2 回実施
- 2026 年 8 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3：2028 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 8 日以上とする。

<対策>

- 2026 年 9 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2026 年 9 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始